

平成26年9月17日

静岡市議会議員 石上 顕太郎 様

静岡市議会議員 山本 明久 ㊞

同 内田 隆典 ㊞

同 鈴木 節子 ㊞

同 寺尾 昭 ㊞

同 西谷 博子 ㊞

静岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案の提出について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条第2項及び静岡市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

記

議案及び提案の理由

別紙のとおり

静岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

静岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年静岡市条例第108号)の一部を次のように改正する。

第16条を次のように改める。

#### 第16条 削除

第22条中「次条第2項に規定する家庭的保育者」を「保育士」に改める。

第23条第1項中「次項に規定する家庭的保育者」を「保育士」に改め、同項ただし書を削り、同項第1号及び第2号を削り、同条第2項を削り、同条第3項中「家庭的保育者1人」を「保育士1人」に改め、同項ただし書を削り、同項を同条第2項とする。

第28条第4号中「(当該事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号並びに第33条第4号及び第5号において同じ。)」を削り、同条第7号中「、イ及びカ」を「からウまで」に改め、「、保育室等を3階以上に設ける建物は、次に掲げる要件に」を削り、同号イを次のように改める。

イ 次の表の左欄に掲げる区分ごとに、同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

区分	施設又は設備
常用	1 屋内階段 2 屋外階段
避難用	1 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段。 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段

第28条第7号中ウからオまでを削り、カをウとし、キ及びクを削る。

第29条第1項ただし書を削り、同条第2項第2号中「6人」を「4人」に改め、同項第3号中「20人」を「15人」に改める。

第31条第1項中「その他保育に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下この条において「保育従事者」という。)」を削り、同項ただし書を削り、同条第2項中「保育従事者」を「保育士」

に改め、「とし、そのうち半数以上は保育士」を削り、同項第2号中「6人」を「4人」に改め、同項第3号中「20人」を「15人」に改める。

第34条第1項中「家庭的保育者」を「保育士」改め、同項ただし書を削り、同条第2項本文中「家庭的保育者」を「保育士」に改め、同項ただし書きを削る。

第39条中「家庭的保育者」を「保育士」に改める。

第43条第8号中「、イ及びカ」を「からウまで」に改め、「、保育室等を3階以上に設ける建物は、次に掲げる要件に」を削り、同号イを次のように改める。

イ 次の表の左欄に掲げる区分ごとに同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

区分	施設又は設備
常用	1 屋内階段 2 屋外階段
避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段。 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段

第43条第8号中ウからオまでを削り、カをウとし、キ及びクを削る。

第44条第1項ただし書を削り、同条第2項第2号中「6人」を「4人」に改め、同項第3号中「20人」を「15人」に改める。

第47条第1項中「その他保育に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「保育従事者」という。）」を削り、同項ただし書を削り、同条第2項中「保育従事者」を「保育士」に改め、「とし、そのうち半数以上は保育士」を削り、同項第2号中「6人」を「4人」に改め、同項第3号中「20人」を「15人」に改める。

附則第2条中「第29条第1項本文」を「第29条第1項」に、「第31条第1項本文」を「第31条第1項」に、「第47条第1項本文」を「第47条第1項」に改める。

附則第4条を削り、附則第5条を附則第4条とする。

#### 附 則

この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的

な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。

（提案理由）

静岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の食事の提供、職員、施設の基準を改めようとするものである。